# 舗装施工管理技術者 新規登録の手引き
# （合格の翌年の４月１日から５年以内に登録申請する方用）

下記の「新規登録の流れ」に沿って申請手続きを行って下さい。

## １．新規登録の流れ

**新規登録申請書の作成**

・ 当協会ホームページ（https://www.dohkenkyo.or.jp/）上に設置の「各種申込書類作成システム」を利用し、新規登録申請書を作成・印刷して下さい。

（合格時の情報が表示されますので、変更等は上書き入力で修正して下さい。）

**（システムに入力しただけでは申請とはなりません。必ずPDFを印刷して郵送して下さい。）**

・印刷される書類は、以下に示す4種類です

①新規登録申請書 ②振替払込受付証明書 ③払込取扱票記入例 ④必要書類チェックリスト

・ 郵便局で登録手数料を払込 （郵便局備え付けの払込取扱票をご使用下さい）

**書　類　の　提　出**

・ 印刷した新規登録申請書①に写真(注)を貼付、押印のうえ、振替払込請求書兼受領書のコピーを払込受付証明書貼付欄②に貼付し、必要となる添付書類と共に同封の申請用封筒に入れて、道建協 検定企画課宛に**簡易書留にて郵送**

（注）写真は資格者証に転写しますので、証明写真用のものをご用意下さい。

・スナップ写真、デジカメ等で撮影された写真、顔が小さい、不鮮明、普通紙に印刷したもの等、本人確認が難しい写真は受付不可です。

**資　格　者　証　の　発　送**

・ **6、9、12、3月末〆、翌々月発送**







「日本道路建設業協会」のホームページにアクセスし下へスクロール「舗装施工管理技術者」➡「書類作成システム」をクリック

## ２．はじめに

**「舗装施工管理技術者」の称号を用いるには、**その**資格試験に合格し、**「舗装施工管理技術者新規登録申請書」（以下「新規登録申請書」という）をもって**登録の申請を行い、**（一社）日本道路建設業協会（以下、「道建協」という）会長から**「舗装施工管理技術者資格者証」**（以下「資格者証」という）の**交付を受ける**必要があります。**試験に合格しただけでは、「舗装施工管理技術者」と称することができません。**

## ３．登録について

### （1）登録の申請

「資格者証」の交付を受けるには、「新規登録申請書」に必要な書類を添付して、道建協に申請する必要があります。

### （2）登録および資格者証の交付

提出された「新規登録申請書」および添付書類は、記載内容を審査し、「舗装施工管理技術者登録簿」（以下「登録簿」という）に登録のうえ、「資格者証」を交付します。

「登録簿」に登録され、「資格者証」を交付された方のみが、舗装施工管理技術者と称することができます。

## ４．新規登録申請

### （1）登録申請の手続

合格翌年の4月1日以降、5年以内は随時登録申請を行うことができます。登録申請の受付締切は年4回（3、6、9、12月の各月末必着）で、資格者証は各締切日の翌々月の下旬に交付します。登録申請に必要な書類は、道建協ホームページに設置の「 各種申込書類作成システム」より「新規登録申請書」を作成し、申請を行って下さい。

登録の有効期限は、登録日（交付日）から、登録日の属する年度を含めて5年度目の3月31日までです。

### （2） 新規登録手数料

**8,500円（うち消費税10%：773円）**

■適格請求書発行事業者登録番号

登録番号：T1010005018580

名称：一般社団法人日本道路建設業協会

### （3） 登録申請に必要な書類

#### 1）新規登録申請書（様式第1号）

新規登録申請書は、道建協のホームページに設置してある「各種申込書類作成システム」内の「新規登録メニュー」から作成できます。

**注意：システムに入力しただけでは、申請したことにはなりません。必ずPDFファイルを印刷のうえ、書類を簡易書留で郵送にて提出して下さい。**

#### 2）振替払込受付証明書

出力した記入例を参考に、新規手数料を必ず**個人別に**、郵便局備え付けの「払込取扱票」を使用し払い込み、郵便局の証明印が押された「振替払込請求書兼受領証のコピー」を「振替払込受付証明書」貼付欄に、**はがれないように全面のりづけして下さい。**

**なお、出力した振替払込受付証明書には、インボイス対応の適格請求書発行事業者登録番号が記載されていますので、振替払込請求書兼受領証を貼付して使用して下さい。**

**3) 写真 1枚（縦4.5㎝×横3.5㎝ 肩から上、正面、無帽、無背景の証明写真）**

指定の貼付欄に、はがれないよう全面のりづけ（写真の裏面への記入やセロテープ止めは不可）して下さい。
写真は、以下の注意事項を厳守して下さい。（資格者証への取込み不可の場合は再提出となります）

① 6ヶ月以内に申請者本人のみを撮影したもの。
② カラー光沢(絹目は不可)で鮮明なもの。
③ 眼鏡のレンズに光が反射していないもの。
④ サングラス(偏光レンズ含む)、マスク、タオルなどを着用していないもの。
⑤ 変色、傷、汚れのないもの(糊の付着、裏面記載による凸凹等)。
⑥ スナップ写真は不可。
⑦ 証明用写真であっても不鮮明なものは不可。
⑧ 頭頂部およびあごが切れていないもの。

**4) 受験時と申請内容が変わった場合の添付書類**

| 変更事項 | **添付書類**（各1通、コピー不可・6ヶ月以内発行のもの） |
|---|---|
| 氏　名 | **戸籍抄本** |
| 本籍地 | **戸籍抄本または本籍地記載の住民票** |
| 住　所 | **住民票**（法改正により外国籍の方も住民票が必要） |
| 勤務先 | 不　要 |

※ 転居ではなく、市町村合併により住所が変わった場合は、住民票（コピー可）または新旧住所が確認できる市町村長発行の証明書（市制施行証明書等）を添付して下さい。

※ 受験時に住所変更届を提出し、住民票を未提出の方は、今回住所変更がなくても、住民票の添付が必要です。

**（4）新規登録申請書等の提出**

指定の申請用封筒に入れ、**個人別に必ず簡易書留郵便**で道建協 検定企画課宛に郵送して下さい。

**（5）新規登録申請書の作成にあたっての注意**

① 申請者氏名欄には、必ず押印して下さい。
② 勤務先本社欄には、全員の方が入力して下さい。
③ 表示された**登録内容を抹消する場合は、該当項目に「ナシ」と入力**して下さい。
④ 表示された内容（氏名、勤務先名等）を**訂正する場合は、該当項目に上書き入力**して下さい。
⑤ 日本国籍でない場合は、本籍地入力欄に**「国名」**を入力して下さい。
⑥ 住所は、ビル名・マンション名等（勤務先所在地でも必要な時は）省略せずに入力して下さい。
⑦ **出力後に記載内容の間違いが見つかった場合**は、再度システムを用い、**書類の再作成・出力**を行って下さい。（書類に出力番号が表示されますので、すべての書類の出力番号が最新であることをご確認下さい。）

なお、**氏名および所属の漢字が外字・俗字等の場合、**パソコン対応漢字（JIS第1水準、第2水準まで）にて記載致しますので、ご了承下さい。

※ **「新規登録申請書」提出後に登録事項に変更が生じた場合は**、道建協 検定企画課まで、電話にてお問い合わせ下さい。

## 4. 登録後の注意事項

### （1）登録の更新

1）舗装施工管理技術者資格の登録の有効期限は5年間で、登録を継続するためには、有効期間内に更新手続きを行う必要があります。

また更新時には、登録者の知識および技術の維持向上のための措置として技術講習の受講が**必須**となります。

2）登録更新対象者には、登録の有効期間が満了する前に、道建協から登録更新に必要な書類を送付します。

なお、1級に合格した2級の登録更新対象者には、2級の登録更新書類はお送りしませんので、ご承知おき下さい。

### （2）登録事項の変更

氏名、本籍地、勤務先、住所等の登録事項に変更が生じたときは、その都度「登録事項変更届」（様式第4号）と必要な書類を道建協に提出して下さい。（詳細はHPの「登録事項変更の手引き」を参照）

なお、資格者証の記載事項を無断で訂正された場合、その資格者証は無効となりますのでご注意下さい。

### （3）登録の失効

1）登録更新を行わないと、有効期間満了と同時に登録は失効し、舗装施工管理技術者と称することができなくなります。

2）住所等の変更届の提出がなく更新の連絡がとれない場合は、登録更新を辞退したものとみなされ、有効期間満了と同時に登録は失効となります。

### （4）登録の抹消

次のいずれかの事項に該当する場合は、登録が抹消されます。また合格も取り消されます。

1） 不正な方法によって資格試験を受験したことが明らかになった場合

2） 登録申請書等の記載事項に虚偽が判明した場合

3） 舗装施工管理技術者資格試験制度の信用を傷つける不名誉な行為等があった場合

**【新規登録申請書の提出および問合せ先】**

一般社団法人 日本道路建設業協会　検定企画課

〒104-0032　東京都中央区八丁堀２－１２－７－８階

TEL：03－6280－5038　FAX：03－6280－5040

URL：https://www.dohkenkyo.or.jp/

# 一般社団法人 日本道路建設業協会の個人情報保護 基本方針

一般社団法人 日本道路建設業協会(以下「協会」という。）は、個人情報の適正な取扱いの確保に努めるため、国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン(平成16年12月2日国土交通省告示第1500号）の趣旨に基づき本指針等を作成し、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

## １．個人情報の利用目的

協会が収集する個人情報の利用目的は次のとおりです。

ここに定めない目的で収集する場合は、その際に、利用目的を明示します。

（１）道路技術及び道路用資材に関する調査研究のため

（２）道路に関する試験・研修実施のため

（３）道路に関する技術の指導、受託のため

（４）道路建設行政及び道路技術に関する情報の収集整理及び提供のため

（５）舗装診断士、舗装施工管理技術者資格試験等実施のため

（６）各種契約管理のため

（７）役職員等の人事管理、連絡及び施設、機器の管理のため

## ２．個人情報の公開

協会では、個人情報は業務上必要がある場合にのみ利用し、外部に提供することはありません。ただし、法令により開示の要請がある場合に限り、個人情報を提供する場合があります。

## ３．個人情報の提供

協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証の情報（資格区分、登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等）及び舗装診断士資格者証の情報（登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等）は、公共工事の発注者（国、地方自治体、特殊法人等公的機関）において、建設業者の資格審査や業務実施体制の確認等を目的として利用されます。

上記以外の個人情報は、本人の同意を得て名簿を発行する場合を除き、第三者に提供することはいたしません。

## ４．個人情報の管理

協会は個人情報保護管理責任者を置き、協会全体の個人情報の管理を適切な安全管理措置を講じて、個人情報の漏洩、紛失、毀損または個人情報への不正アクセス等の防止に努めます。

また、利用目的遂行のために個人情報の取扱を外部に委託する場合は、個人情報の取扱に関する委託先の適正な管理・監督を行います。

## ５．個人情報の開示、訂正、削除

登録されている個人情報について、本人から開示、訂正、削除の請求があった場合は、速やかに対応します。また、保有する必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄します。


**個人情報保護担当窓口**

一般社団法人　日本道路建設業協会 総務部

TEL：03-3537-3056

E-mail： jrca@dohkenkyo.or.jp

(E-mailは不定期に変更する可能性があります。お気をつけ下さい。)